

## 千葉市介護保険住宅改修審査事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費（以下「介護保険住宅改修費」という。）の支給に関し、実地審査を実施することにより、保険給付の適正化を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 千葉市介護保険住宅改修審査事業（以下「本事業」という。）の実施主体は千葉市とする。ただし、市長は、実地審査を行う能力を有すると認められる事業者（以下「受託事業者」という。）に本事業に係る調査を委託することができる。

### (審査対象者)

第3条 本事業の審査対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 介護保険住宅改修費の支給を申請する本市の居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「申請者」という。）
- (2) 法の規定による住宅改修を施工する者
- (3) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第75条第1項第3号又は第94条第1項第3号に規定する書類を作成する者

### (審査の実施)

第4条 区長は、申請者から規則第75条第1項第1号から第4号までの書類又は規則第94条第1項第1号から第4号までの書類の提出があった場合は、その書類の審査を行い、実地審査が必要であると認めるときは確認審査依頼書（様式第1号）により受託事業者に依頼するものとする。

- 2 区長は、前項に規定する実地審査を依頼した場合は、速やかに申請者に対し、介護保険住宅改修費の支給に係る実地調査実施通知書（様式第2号）により通知するものとする。

### (確認審査)

第5条 受託事業者は、区長から前条の依頼があった場合は、住宅改修の施工前に次の各号に掲げる事項について確認審査を行うものとする。

- (1) 申請者から提出された改修見積書その他関係書類に関する事項
- (2) 訪問調査による改修箇所及び改修内容に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

- 2 受託事業者は、前項に規定する確認審査を行った場合において、必要があると認めるときは、審査対象者に対し、改修計画の修正その他適正な住宅改修に資するための指導及び助言を行うことができる。

### (確認審査の結果報告)

第6条 受託事業者は、前条の確認審査を行った場合は、その結果を遅滞なく、確認審査報告書（様式第3号）により区長に報告するものとする。

- 2 区長は、前項の報告を受けた場合は、申請者にその結果を介護保険住宅改修費支給申

請に関する確認のお知らせ（様式第4号）により通知するものとする。

（決定検査の実施）

第7条 区長は、第5条に規定する確認審査及び住宅改修が終了した後、申請者から規則第75条第1項第5号から第7号までの書類又は規則第94条第1項第5号から第7号までの書類の提出があった場合は、決定検査依頼書（様式第5号）により受託事業者に決定検査を依頼するものとする。

（決定検査）

第8条 受託事業者は、区長から前条の依頼があった場合は、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

- （1）介護保険住宅改修費支給要件への適合状態に関する事項
- （2）介護保険住宅改修費支給申請内容との相違の有無に関する事項
- （3）その他必要と認める事項

2 受託事業者は、前項に規定する決定検査を行った場合において、必要と認めるときは、審査対象者に対し、改修内容の修正その他適正な住宅改修に資するための指導及び助言を行うことができる。

（決定検査の結果報告）

第9条 受託事業者は、前条の決定検査を行った場合は、その結果を遅滞なく決定検査報告書（様式第6号）により区長に報告するものとする。この場合において、区長は、決定検査報告書の内容を確認し、改善が必要と認められるときは、その旨を市長に通知するものとする。

2 区長は、前項に規定する報告を受け、当該住宅改修が適正であると認めるときは介護保険住宅改修費の支給を行うものとする。

（文書の提出等）

第10条 前条第1項後段の通知を受けた市長は、法第23条、第45条第8項又は第57条第8項の規定に基づき、審査対象者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は質問若しくは照会することができる。

2 市長は、前項に規定する文書の提出等を求め、これを精査し、必要と認めるときは、審査対象者に対し、改善等の措置を講ずるよう求めるものとする。

3 審査対象者は、前項の措置を講じた場合は、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

4 市長は、前項の規定により、措置を講じた旨の報告を受けた場合は、措置の内容を確認するものとする。

5 市長は、前項の規定により、求めた措置が適正に行われたと認める場合はその旨を通知を受けた区長に通知するものとする。

6 前条第2項の規定は、前項の報告を受けた場合について準用する。

（受託事業者の従事者の服務）

第11条 受託事業者の従事者は、この要綱及び関係法令を遵守し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 受託事業者の従事者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その

職を退いた後も同様とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

(施行時期)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。



様式第 2 号

年 月 日

様

千葉市 区長

介護保険住宅改修費の支給に係る実地調査実施通知書

年 月 日付で支給申請のありました介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給について、次のとおり実地調査を実施しますのでお知らせします。

申請者氏名	
被保険者氏名	
被保険者住所	千葉市
改修箇所	
施工業者の 所在地・名称	

改修費用	円
------	---

【 注意事項 】

- 調査は、施工前・後の 2 回訪問して行います。
- 調査は、千葉市と委託契約した（委託事業者名）の職員が行います。
- 調査日は、後日、（委託事業者名）からご連絡します。
- 調査は、①住宅改修が介護保険の給付対象であるか、②住宅改修の内容が利用者の身体状況に適したものか、などを確認するものです。
- 事前調査終了まで着工をお待ちいただきますが、申請時の混雑状況等により、調査の実施に時間を要する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

千葉市 区長 様

(委託事業者名)

## 確認審査報告書 (その1)

下記に掲げる申出について、確認審査を行いましたので、審査結果を報告します。

記

申出番号	申出者 (申請者)	対象者	依頼日	連絡事項

※ 確認審査報告書 (その2) は別紙のとおり。

## 確 認 審 査 報 告 書 (その2)

申出番号		対象者名	
訪問日時	年 月 日 ( ) AM : PM 時 分		
立会者	対象者 / 家族等： 施工業者等：		
身体状況			
改修費用	別紙調査書のとおり		
所 見	・価格による査定 (実施済み・不要) ・身体状況による査定 (実施済み・不要)		
調査担当者	印  印		

課 長	主 幹	課長代理	係 長	担 当

年 月 日

様

千葉市 区長

介護保険住宅改修費支給申請に関する確認のお知らせ

年 月 日付で支給申請のありました介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請について次のとおり確認しましたのでお知らせします。

被保険者氏名		被保険者番号	
確認の結果	支給申請書の内容について、 <input type="checkbox"/> 保険給付の対象として適当と見込まれます。 <input type="checkbox"/> 保険給付の対象として一部適当と見込まれます。 <input type="checkbox"/> 保険給付の対象外と見込まれます。		
	(支給対象外と見込まれる内容) 1 2 3		

【注意事項】

- このお知らせに記載された確認の結果は、提出された内容に基づいて住宅改修を実施した場合に住宅改修費の支給対象として適当と見込まれるかお知らせするものであり、実際の支給を決定するものではありません。
- 住宅改修が完了した後、領収証及び完了後の状態を確認できる書類等を提出する必要があります。書類等の提出後、審査のうえ、介護保険住宅改修費の支給額を決定します。
- 住宅改修の内容に変更がある場合や住宅改修費用が増額する場合など支給申請書の内容に変更がある場合は、着工前に変更の内容について必ず届け出てください。



(委託事業者名) 様

区高齢障害支援課  
介護保険室

### 決定検査依頼書

介護保険住宅改修完了届及び添付書類を下記のとおり送付いたしますので、検査の程、  
よろしく願いいたします。

記

申出番号	申請者 (申出者)	対象者	区名	連絡事項			
申請書及び添付書類は別添のとおり。				係長		担当	

千葉市 区長 様

(委託事業者名)

## 決定検査報告書(その1)

下記に掲げる申請について、決定検査を行いましたので、検査結果を報告します。

記

申出番号	申出者 (申請者)	対象者	依頼日	連絡事項

※ 決定検査報告書(その2)は別紙のとおり。

## 決 定 検 査 報 告 書 (その2)

申出番号		対象者名	
訪問日時	年 月 日 ( ) AM:PM 時 分		
立会者	対象者 / 家族等： 施工業者等：		
検査内容	内訳書及び完成写真を元に現地目視確認		
所見	内訳書のとおり  ・支給対象費用の減額 (あり・なし)		
調査担当者	印  印		

課長	主幹	課長代理	係長	担当